

自主的避難等対象区域（福島市）から平成24年2月に祖母を除く4名で避難した申立人ら（祖母、父、母及び未成年の子2名）について、避難費用（引越費用、避難交通費）、家財道具購入費用、平成27年3月分までの面会交通費及び二重生活に伴う生活費増加分が賠償されたほか、子2名について平成27年3月分までの避難雑費が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3、同X4及び同X5（左記5名を併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

（1）避難費用

- ① 引越し費用
- ② 避難交通費
- ③ 面会交通費

（2）生活費増加費用

- ① 二重生活に伴う生活費増加分
- ② 家財道具購入費用

（3）避難雑費

2 期間

平成24年2月3日から平成27年3月31日まで

第2 和解金額

被申立人は、第1項記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、合計金304万3300円の支払義務があることを認める。

（内訳）

（1）避難費用

- ① 引越し費用 金100,000円
- ② 避難交通費 金21,600円

③ 面会交通費	金 1 1 1, 7 0 0 円
(2) 生活費増加費用	
① 二重生活に伴う生活費増加分	金 1, 1 4 0, 0 0 0 円
② 家財道具購入費用	金 1 5 0, 0 0 0 円
(3) 避難雑費	金 1, 5 2 0, 0 0 0 円

第3 支払方法

(省略)

第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和3年7月6日

(仲介委員 坂井 雄介)

令和〇年（東）第〇号 X 1 ほか 4 名 和解契約書【別紙】

損害項目	金額(円)	備考(算定根拠等)
(1)避難費用		
①引越し費用	100,000	(H24.2.3 支出分)
②避難交通費	21,600	(H24.2.3 支出分)
③面会交通費	111,700	(H24 年及び H25 年の年末年始分) 21,600 円 × 2(往復) × 2 回 (H26 年の年末年始分)575km × 22 円 × 2(往復)
(2)生活費増加費用		
①二重生活に伴う生活費増加分	1,140,000	月 3 万円 × 38 か月分 (H24.2~H27.3)
②家財道具購入費用	150,000	
(3)避難雑費	1,520,000	子 1 人につき月 2 万円 × 2 人 × 38 か月分 (H24.2~H27.3)
合計	3,043,300	